

令和8年2月25日

監査事務局

市政記者各位

## 令和7年度第1期財務監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和8年2月26日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

### 1 説明資料

- ・令和7年度第1期監査結果（事務）について
- ・令和7年度第1期監査結果（工事）について

報告書の全文については、令和8年2月26日 午前10:00に福岡市公報として、福岡市ホームページに掲載されます。

（※以下、二次元コード参照）



#### ○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）山 口

#### ○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 田



## (2) 財政援助団体等監査

### ① 財政援助団体監査

・指摘事項なし

|      |  |
|------|--|
| 対象団体 | (一社) 福岡市私立幼稚園連盟、(一社) 福岡市保育協会、<br>(公財) 九州大学学術研究都市推進機構 |
| 所管局  | こども未来局、経済観光文化局                                       |

### ② 出資団体監査

・指摘事項なし

|      |   |
|------|---|
| 対象団体 | (公財) 福岡市中小企業従業員福祉協会、(株) 福岡ソフトリサーチパーク、<br>福岡北九州高速道路公社、(公財) 福岡市学校給食公社 |
| 所管局  | 経済観光文化局、道路下水道局、教育委員会  |

### ③ 公の施設の指定管理者監査

・指摘事項なし

|      |  |
|------|--|
| 対象団体 | 福岡スポレクマネジメントグループ、<br>シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ、<br>福岡スポーツNEXTパートナーズ、ももち未来ネットワーク、<br>(公財) 福岡市スポーツ協会、NTWスポーツ振興共同運営企業体、<br>セントラルスポーツ共同事業体、<br>福岡県建物管理事業協同組合・(株) 福岡市民ホールサービスグループ、<br>(公財) ふくおか環境財団 |
| 所管局  | 市民局、環境局  |

### 【問い合わせ先】

|   |
|---|
| 事務監査に関すること<br>監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210) |
|---|

公報 令和8年2月26日 第7214号(別冊2)

指摘事項の内容

(事務監査)

① 以前の監査で改善を要するとされた複数の事務処理誤りについて改善が見られなかったもの

物品管理事務等については、関係法令、事務処理要領等に基づき、適正に行わなければならない。

しかしながら、以前の監査で改善を要するとされた複数の事務処理誤りについて、今回の定期監査においても、次のような同様の誤りが見受けられた。

適正な事務処理を行い、再発防止に努められたい。

ア 物品管理事務において、電磁的記録媒体（ポータブルSSD35台）について、記録媒体管理簿を作成していなかった。

イ 食糧費支出事務において、食糧費支出伺を作成していないものがあった。

ウ 役務費支出事務において、随意契約伺に仕様書を添付しておらず、また、契約金額（税抜）が1万円以上であったが、収入印紙が貼付されていないものがあった。

【教育委員会 福岡女子高等学校】

## 令和7年度 第1期 監査結果（工事）について

### 1 監査の概要

(1) 対象期間 令和3年4月～令和7年3月

(注) 上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象局等・団体数

| 区分        | 財務監査 | 出資団体 | 合計      |
|-----------|------|------|---------|
|           | 局等   | 団体   |         |
| 監査対象局等・団体 | 7    | 4    | 11局等・団体 |

(福岡市事務分掌規則に基づき財政局が行った工事については財政局を対象局とした。)

### 2 監査の結果

(1) 財務監査

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において是正又は改善を要する事項が見受けられた。

① 特に指摘する事項がなかった局等

こども未来局、経済観光文化局、消防局、交通局

② 指摘する事項があった局等及びその件数

(単位：件)

| 指摘件数<br>局等 | 内容別指摘件数 |    |    |    |    |          |    |    |     | 指摘<br>件数<br>合計 |
|------------|---------|----|----|----|----|----------|----|----|-----|----------------|
|            | 計画      | 設計 | 積算 | 施工 | 委託 | 維持<br>管理 | 契約 | 検査 | その他 |                |
| 道路下水道局     |         |    | 2  |    |    |          | 1  |    |     | 3              |
| 教育委員会      |         |    |    |    | 1  |          |    |    |     | 1              |
| 財政局        |         |    | 1  |    |    |          |    |    |     | 1              |
| 合計         | 0       | 0  | 3  | 0  | 1  | 0        | 1  | 0  | 0   | 5              |

(2) 出資団体監査

- ① 特に指摘する事項がなかった団体等  
(公財)福岡市中小企業従業員福祉協会  
(株)福岡ソフトリサーチパーク  
(公財)福岡市学校給食公社

② 指摘する事項があった団体及びその件数 (単位：件)

| 指摘件数<br>団体  | 内容別指摘件数 |    |    |    |    |          |    |    |         | 指摘<br>件数<br>合計 |
|-------------|---------|----|----|----|----|----------|----|----|---------|----------------|
|             | 計画      | 設計 | 積算 | 施工 | 委託 | 維持<br>管理 | 契約 | 検査 | その<br>他 |                |
| 福岡北九州高速道路公社 |         |    |    | 2  |    |          |    |    |         | 2              |
| 合 計         | 0       | 0  | 0  | 2  | 0  | 0        | 0  | 0  | 0       | 2              |

【問い合わせ先】

工事監査に関すること  
監査事務局 工事監査課長 吉田 711-4710 (内線7220)

公報 令和8年2月26日 第7214号(別冊2)

指摘事項の内容

(工事監査)

(1) 財務監査 (定期監査)

① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 採水工、矢板賃料、砂埋戻工他の積算を適正に行うべきもの

松崎（千早三丁目）地区下水道築造工事

(契約金額7,558万2,100円)

本工事は国道3号における無電柱化事業に伴う下水道管の移設工事である。

「薬液注入工法による建設工事に関する暫定指針」に基づき工事着手前、工事中及び工事終了後に薬液注入箇所周辺の地下水等の水質を監視するために水質試験を行っているが、その際、水質試験の採水回数については実回数を計上すべきところ、全体作業量から割り戻した回数をもとに計上していた。(過大積算)

土留矢板賃料、土留支保工賃料について、一部の工種において供用日数を二重に計上していた。(過大積算)

管布設後の砂埋戻工について、舗装復旧の厚みを誤認したため、誤った埋戻し深さで計算し数量を算出していた。(過大積算)

仮設材(覆工板)の積込み、取卸し、運搬数量について誤った単位重量を計算して計上していた。(過小積算)

強プラ管布設工が計上されているにもかかわらず、管材料費を計上していなかった。(過小積算)

今後は、適正な積算に努められたい。

【道路下水道局 東部下水道課】

② 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 諸経費及び廃棄物処理費の積算を適正に行うべきもの

今宿（横浜二丁目）外地区下水道築造工事

(契約金額3,616万1,400円)

本工事は雨水幹線護岸の法面保護を目的とした下水道築造工事である。

工事の一時中止に伴う増加費用について、計上すべきでない一般管理費の増加費用を計上していた。(過大積算)

また、工事に伴い発生した木くずについて、産業廃棄物として設計計上すべきところ一般廃棄物で計上していた。(過小積算)

今後は、適正な積算に努められたい。

【道路下水道局 西部下水道課】

③ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 契約変更を適正に行うべきもの

老司（老司1丁目）地区下水道築造付帯（水門改良）工事

（契約金額 5,624 万 4,100 円）

本工事は下水道用の水路に設置された水門の改良工事である。

設計変更について定める「福岡市設計変更ガイドライン」では、工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、特記仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、その対象にならないとされているところ、本工事では、排水方法に関する設計変更を行った際、特記仕様書等に定めていない仮設配管の材質変更についてもその対象としていた。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

【道路下水道局 施設整備課】

④ 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 高所設置の照明器具点検を適切に行うべきもの

福岡市立小中学校校庭夜間照明設備点検等業務委託（東部地域）

（契約金額 215 万 6,000 円）

本委託は小中学校校庭夜間照明設備の点検等業務を行う委託である。

高所に設置された照明器具の点検仕様書において、受注者は照明器具落下の危険がないか取付状況（固定部分のボルトの緩みやグラつき等）を確認することとされているところ、発注課においてその履行確認が不十分だった。

今後は、適正な委託管理に努めるとともに受注者への指導を徹底されたい。

【教育委員会 教育環境課】

⑤ 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 仮設電力設備工、路盤工、鋼矢板賃料他の積算を適正に行うべきもの

元岡地区新設中学校用地造成工事（その1）

（契約金額 2 億 2,688 万 3,800 円）

本工事は新設中学校の用地造成工事である。

仮設電力設備工を実施しているが、仮設工事の場合「福岡市建築設備工事積算基準の運用」により工事単価に一定の割合を乗じて減額する必要があるところ、減額することなく工事単価のまま計上していた。（過大積算）

土砂等運搬の積算において、運搬車両に土砂を積込む機械の規格について誤って計上していた。（過大積算）

鋼矢板引抜工の積算において、引抜き枚数について工法間の配分を誤って計上していた。（過大積算）

建設機械の分解、組立及びフロート足場の積算において、共通仮設費に計上すべきところ、直接工事費に計上していた。（過大積算）

仮設道路設置工及び車両出入口拡幅盛土工において、路盤工で積算すべきところ、路体（築堤）盛土で積算していた。（過小積算）

鋼矢板賃料の積算において、誤った供用日数を計上していた。(過小積算)  
今後は、適正な積算に努められたい。

【財政局 施設建設課】

(2) 出資団体監査

福岡北九州高速道路公社

施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの

通信機械室他空調設備更新工事

(契約金額3,279万1,000円)

本工事は福岡北九州高速道路公社における本館及び新館の空調設備を更新する工事である。

「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面を交付して説明しなければならないこととされている。

しかしながら、本工事において空調設備を更新する際に、天井ボードを加工する作業を行っているにもかかわらず、石綿等の使用の有無を調査していなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに受注者への指導を徹底されたい。

【総務課】

(イ) 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの

本館照明設備（LED化）更新工事

(契約金額2,835万4,216円)

本工事は福岡北九州高速道路公社における本館照明設備（LED化）を更新する工事である。

「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面を交付して説明しなければならないこととされている。

しかしながら、本工事において照明器具を更新する際に、天井ボードを加工する作業を行っているにもかかわらず、石綿等の使用の有無を調査していなかった。

今後は、適正な施工管理に努めるとともに受注者への指導を徹底されたい。

【総務課】